

奈良県告示第四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年五月二日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
山本皮フ科	大和高田市神楽二丁目一番二 一三号	令和七年二月二十 八日
やまじ歯科医院	香芝市逢坂一丁目四七七番地	令和七年二月二十 八日
よしむら・ファミリー歯科	香芝市真美ヶ丘一丁目五番一 号	令和七年二月二十 八日
よしむらファミリー歯科イ ン・ビッグ香芝院	香芝市畑二丁目一五二八番地	令和七年二月二十 八日
コトブキ薬局橿原店	橿原市石川町八二	令和七年二月二十 八日
コトブキ薬局八木店	橿原市木原町三一―三五	令和七年二月二十 八日
がる薬局五條市今井店	五條市今井一―一―六〇	令和七年二月二十 八日

（次頁に続く。）

コトブキ薬局王寺店	北葛城郡王寺町王寺二一〇一	令和七年二月二十八日
阪神調剤薬局上牧店	北葛城郡上牧町服部台五十二	令和七年二月二十八日